農業経営基盤強化促進基本構想

令和４年５月

根　室　市

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～７
　１　根室市農業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２　根室市農業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３　根室市農業の課題と方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～７

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・８～10

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・・・11

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・13～26
　１　利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13～19
　２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農　用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・19～23
　３　農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23～24
　４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　５　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・24～25
　６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・25～26

第６　農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・27

第７　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

別紙１（第５の１の（１）⑥関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28～29
別紙２（第５の１（２）関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30～32

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　根室市農業の概況

本市は、北海道の最東端に位置し、東西に細長く太平洋に突き出た半島状の地形で総面積は514.21㎢（うち歯舞群島101.6㎢）を有し、年平均気温は７℃と冷涼である。

このような気象条件から、当市の農業は酪農を基幹作目とした草地型酪農が営まれており、恵まれた土地資源を活かし、EU諸国に匹敵する規模となり大型酪農地帯となっている。

２　根室市農業の現状

本市の農業は、明治１９年に４４０戸の屯田兵が入植したことに始まり、馬産振興と一部乳牛による営農が進められてきたが、昭和３０年代に寒冷地農業として草地型酪農が確立され、専業農家を中心に大規模で機械化された先進的大型酪農経営が展開されている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の遊休化が懸念され、このまま放置すれば、担い手の規模拡大が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

さらに、進展する国際化への対応や海外悪性伝染病に対する防疫体制の強化等が基金の課題となっているほか、地震や台風をはじめとする自然災害、新型コロナウイルス感染症の長期化など、経済や地域社会に極めて大きな影響を及ぼすことが懸念され、農業関係者の不安は極めて大きいものとなっている。

・農業の動向（平成２７年度と令和２年度との比較）

項　　目	平成27年度	令和２年度	増▲減
専業農家戸数（戸）	７８	８０	2.5%
１戸当たり耕地面積（ha）	８２．７	８４．７	2.4%
１戸当たり乳牛飼養頭数（頭）	１１６．２	１３１．８	11.8%
生乳生産高（千円）	3,645,040	5,474,573	50.1%
個体販売高（千円）	905,952	1,131,960	24.9%

３　根室市農業の課題と方策

（１）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

①　本市の農業は担い手の高齢化と、後継者不足により農家戸数の減少と労働力不足が顕著となっており、生産体制の弱体化や、引いては農村自体の活力の低下が懸念されている。

こうした状況の中、本市農業を安定的かつ持続的に発展させるためには、地域農業を支える高い技術と優れた経営管理能力を持つ担い手を育成・確保することが重要な課題となっている。

このためには、経営の規模拡大や多角化など農業者自らが創意工夫を生かして自主的・主体的な営農を展開できるよう、実践的な研修教育の機会を創出すると共に、意欲に満ちあふれた新規就農者を確保するため、農家や農業大学校での研修を経た就農、農業法人や農作業受委託組織への雇用を通じた就農、酪農ヘルパーを経た就農など、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進および第三者継承を希望する研修可能な農場の斡旋、営農指導、リース農場制度等新規就農者の受入れ体制を整備充実し、関係機関、団体等が一体となって推進する。また、新規就農者確保対策事業補助金などの金融面での支援、農場リース制度の活用などにより、農業内外からの新規就農を促進することが必要である。

②　後継者の良き理解者でありパートナーとなる花嫁不足が深刻な状況にあることから、後継者と女性の交流を促進させ、花嫁不足の解消を目指すことが必要である。

また、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進していく。

③　急激な担い手不足が深刻化するなか、農業を職業として意欲と能力のある農業経営者を確保することは重要な課題であり、特に地域のモデル的存在となる認定農業者を育成することは、農政上の様々な課題を解決するうえでも、大きな力となる。

このため、各種助成制度や支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めると共に、農業基盤の整備強化にあたっても認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から充分な検討を行うなど、認定農業者への誘導を積極的に図るものとする。

また既に認定された認定農業者にあっては、農業経営改善計画の実践結果の点検を行うと共に、再度認定農業者制度の目的・意義等を再確認し新計画への誘導を行い、新計画の達成に向け支援するものとする。

④　エゾシカについては市内全域に生息しており、牧草及びラップサイレージの食害による農業被害は深刻な状況にあることから、関係機関と連携し、農業被害の減少に向けた取組を推進するとともに、継続的な捕獲と捕獲担い手の育成・確保等、捕獲体制の強化を図る。

⑤　家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等により防疫体制を強化するとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進するため、家畜の飼養者はもとより、

地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策に取り組む。

また、海外悪性伝染病の侵入防止に向け、関係機関と連携しながら、外国人入国者や農場に対して家畜伝染病に関する注意喚起や指導をより徹底するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場段階での防疫徹底や、関係機関の協力による実践的な防疫演習を実施するなど、発生に備えた防疫対策の強化に努めていく。

（２）農業基盤の整備強化

本市の農業基盤整備は、今日まで国営・道営・団体営などの各種補助事業により、農地造成、整備や農道整備などの事業を進めてきたが、今後も安定的な生産を確保していくためには、計画的な整備の促進と地域の実態に即した農業技術の開発・普及や品質の向上と生産コストの低減を図っていかなければならない。

そのため、下記の事業を推進していく。

ア　農地の整備改良

良質でコストの低い自給飼料を安定的に確保するため、自然環境に調和した草地の整備・改良など各種基盤整備事業等を計画的に推進していく。

イ　農村環境の整備

高度情報化の進展や社会全体の生活水準の向上により、都市同様の高い生活水準を求める傾向が高まってきていることから、より一層の生活環境の整備を促進していく。

また、農業集落排水の計画的な整備や、農道網や情報処理施設など、社会資本施設の整備の支援、さらに、活力ある農村の構築を目指し農業体験施設や交流促進施設の整備を支援していく。

ウ　土地利用型酪農の推進

効率的な自給飼料生産を図るため、牧草地の計画的更新や自給肥料の活用など担い手農家への草地基盤の整備を促進するほか、公共牧場の有効利用を図っていく。

エ　優良農地の確保と農地流動化の促進

農業者の高齢化と、後継者不足により離農による遊休農地の発生が懸念されるが、農地中間管理事業等の農地流動化対策や金融対策の積極的活用を図ると共に、認定農業者など中核的担い手への農地の利用集積を進める。

また、経営規模拡大にあたっては、農作業の受委託の促進や長期にわたる農地の貸し付けが可能な農地中間管理事業の活用により、農地の有効活用と保全管理を進めるほか、農用地の利用調整活動や交換分合などにより、農地の集団化を促進する。

オ　環境問題に対応した農業の促進

２１世紀農業のキーワードとも言える「環境にやさしい農業」を推進するため、地域の気象・土壌条件や自然の生態系を最大限に活用し、良質で安全な農畜産物の生産をめざすほか、自然環境の保全と資源リサイクルの推進を図るため、家畜ふん尿処理や農業系廃棄物の再資源化技術の開発研究を進めるとともに、バイオガスプラント等の家畜排せつ物のエネルギー等への利活用など、国が策定した「みどりの食料システム戦略」等を踏まえながら、地域の実情に即して推進する。

（３）農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

農業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、本市の農業を持続的に発展させていくためには、関係機関が連携し、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大を推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、地域の有効な資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られるよう、具体的な農業経営の目標を明らかにし、さらにその目標に向け個々の経営体が生産要素の最適な組み合わせを行い、それぞれが求める経営目標、ライフスタイルが実現されるよう、それらの農業者に対する農用地の円滑な利用集積やその他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずる。

また、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、主たる従事者が地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に務める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者１人当たりおおむね４５０万円
目標年間労働時間	主たる従事者１人当たり１，８００～２，０００時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者。

この目標達成にあたり、

① 本市とともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等で構成する根室市農業再生協議会は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者や生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等経営改善策の指示等を行う。

また、大規模な経営を指向する農家が増える傾向にある中、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、系統金融機関等の協力を仰ぎながら濃密な指導を行いつつ、農業者が主体性をもって地域の経営指標に到達するよう誘導を行っていく。

② 土地利用型農業により意欲を持って効率的で、かつ安定的な発展を図ろうとする農業者については、農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握を下に、両者を適切に結び付けて利用設定等を促進する。

さらに、農地中間管理機構による農用地等の買い入れ・売り渡し又は借り入れ、貸し付けを実施していくほか、農業生産基盤整備事業と一体となった農用地利用集積の促進を図り生産性の向上をめざす。

本市において、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）については、現況では存在しないが、今後とも、認定農業者への農用地の円滑な利用集積を推進するため、担い手の育成・確保に関する取組みと併せて、地域における利用調整活動をはじめ、農地中間管理事業、農地利用集積の円滑な推進など各種農地流動化対策を積極的に活用し、遊休農地等の発生防止に努める。

土地利用型農業が主である本市において、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地域において、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化、法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

③　コントラクター、ＴＭＲセンター等の農作業受委託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を取り組むとともに地域の農地の大半について一連の作業を受託する組織を担い手として育成するなど、優れた担い手の育成・確保を推進する。

④　社会的信用力の向上をはじめ、給与性や休日性、社会保険等の整備による優れた人材の確保など経営上のメリットを有する農業経営の法人化を推進するとともに、法人化後の経営を継続的なものとするため、後継者の育成・確保、経営規模の拡大や農業経営の複合化、多角化等の農業の６次産業化などの取組みによる法人経営の安定・発展を促進する。

特に、複数戸からなる農業経営の法人化については、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展のほか、地域における離農者等の農地や農作業の引き受け、雇用の受け皿など、地域農業や地域社会を支える役割としても期待されることから、法人経営の育成・確保を推進する。

（４）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

①　新規就農の現状

当市における新規就農者（新規学卒、Ｕターン及び新規参入者）は、この１０年

間で２１名であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足は顕著な状況にあり、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

②　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

①に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

確保・育成すべき人数の目標として、新たに就農する者を、年間３名の確保を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、当市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標５割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者１人あたりの年間農業所得２２５万円程度）を目標とする。

③　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや地域担い手育成センター、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標とし、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

（個別経営体）

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農 業 従 事 の 態 様 等
Ｉ型 果樹 専業	〈作付面積等〉 醸造用ぶどう 8.8ha 経営面積 8.8ha （うち成園 8.00ha）	〈機械施設設備〉 ・乗用型ﾄﾗｸﾀｰ（22kw）　1台 ・農用ﾄﾗｯｸ（2tﾀﾞﾝﾌﾟ）　1台 ・乗用型ﾄﾗｸﾀｰ（37kw）　共同 ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ　利用	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理、青色申告の実施 ・安定生産に向けた出荷系契約の締結	〈労働〉 ・家族　2人　2,820時間 ・雇用　5,260時間 （主たる従事者　2,000時間／1人） 〈経営収支〉 ・農業粗収益　2,400万円 ・農業経営費　1,690万円 ・農業所得　710万円 （主たる従事者）500万円

（個別経営体）

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農 業 従 事 の 態 様 等
Ⅰ型 酪農 専業	作付面積 採草65.9ha 放牧19.9ha 計85.8ha 飼養頭数 経産牛60頭 育成牛34頭 常時飼養頭数 94頭	機械施設整備 ﾄﾗｸﾀｰ2台･牛舎1棟 育成舎1棟･ｶｰﾌﾊｯﾁ7個 堆肥舎1式･尿溜1式 ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ1台 ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ1台 ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ1台 ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗｰ等1式 その他 集約放牧を活用した経営 公共牧場を利用した育成牛管理	・青色申告の実施 ・簿記記帳により経営と家計の分離 ・作業機のリース化 ・乳検データの活用 ・パソコンによる経営計画、労務財務ほ場管理 ・各種経営管理ﾂｰﾙを活用した経営改善	・ヘルパー組合利用による農休日の取得 ・ｺﾝﾄﾗｸﾀｰによる農作業の委託 ・TMRｾﾝﾀｰによる農作業の委託 〈労働〉 ・家族2人、3,800時間 ・補助従事者 384時間 （主たる従事者2,000時間／1人） 〈農業所得〉 ・主たる従事者1人当たり 990万円
Ⅱ型 酪農 専業	作付面積 採草97.1ha 計 97.1ha 飼養頭数 経産牛80頭 育成牛55頭 常時飼養頭数 135頭	機械施設整備 ﾄﾗｸﾀｰ2台･牛舎1棟 育成舎1棟･ｶｰﾌﾊｯﾁ7個 堆肥舎1式･尿溜1式 ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ1台 ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ1台 ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ1台 ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗｰ等1式 その他 ｽﾀﾝﾁｮﾝ方式による飼養 公共牧場を利用した育成牛管理	・青色申告の実施 ・簿記記帳により経営と家計の分離 ・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・作業機のリース化 ・乳検データの活用 ・各種経営管理ﾂｰﾙを活用した経営改善	・ヘルパー組合利用による農休日の取得 ・ｺﾝﾄﾗｸﾀｰによる農作業の委託 ・TMRｾﾝﾀｰによる農作業の委託 ・自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化 〈労働〉 ・家族2人、3,800時間 （主たる従事者2,000時間／1人） ・常時雇用　1,800時間 ・補助従事者　384時間 〈農業所得〉 ・主たる従事者1人当たり 1,531万円

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農 業 従 事 の 態 様 等
Ⅲ型 酪農専業	作付面積 採草139.1ha 計 139.1ha 飼養頭数 経産牛120頭 育成牛 67頭 常時飼養頭数 187頭	機械施設整備 ﾄﾗｸﾀｰ2台･牛舎1棟 ﾐﾙｷﾝｸﾞﾊﾟｰﾗｰ1棟 育成舎1棟･堆肥舎1式 曝気槽1基･ｽﾗﾘｰｽﾄｱ1基 ｶｰﾌﾊｯﾁ15基･ﾐﾙｶｰ1式 ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗｰ等1式 その他 ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ方式による飼養 ﾐﾙｷﾝｸﾞﾊﾟｰﾗｰによる搾乳 育成牛預託の外部化	・青色申告の実施 ・簿記記帳により経営と家計の分離 ・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・作業機のリース化 ・乳検データの活用 ・各種経営管理ﾂｰﾙを活用した経営改善	・ヘルパー組合利用による農休日の取得 ・ｺﾝﾄﾗｸﾀｰによる農作業の委託 ・TMRｾﾝﾀｰによる農作業の委託 ・自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化 〈労働〉 ・家族2人、3,800時間 ・補助従事者　2,184時間 （主たる従事者2,000時間／1人） 〈農業所得〉 ・主たる従事者1人当たり 1,075万円

（組織経営体）

Ⅳ型 酪農専業	作付面積 採草168.1ha 計 168.1ha 飼養頭数 経産牛150頭 育成牛84頭 常時飼養頭数 234頭	機械施設整備 ﾄﾗｸﾀｰ4台･ﾀｲﾔｼｮﾍﾞﾙ1台 牛舎1棟･ﾐﾙｷﾝｸﾞﾊﾟｰﾗｰ1棟 育成舎1棟･乾乳舎1棟･哺育舎1棟 堆肥舎1基･曝気槽1基 ｽﾗﾘｰｽﾄｱ1台 ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ1台 ﾐﾙｶｰ1式･哺乳ﾛﾎﾞｯﾄ1式 TMRﾐｷｻｰ1台 〈その他〉 ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ方式による飼養 ﾐﾙｷﾝｸﾞﾊﾟｰﾗｰによる搾乳 公共牧場を利用した育成牛管理	・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理、飼料設計や牛群事務管理の実施 ・労務管理の充実 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的出荷販売 ・作業機のリース化 ・各種経営管理ﾂｰﾙを活用した経営改善 ・大規模経営によるｺｽﾄ低減と労働時間の短縮	・ヘルパー組合利用による農休日の取得 ・自動哺乳システムの導入等生産技術の高度化 ・ｺﾝﾄﾗｸﾀｰによる農作業の委託 ・TMRｾﾝﾀｰによる農作業の委託 〈労働〉 ・家族2人、2,652時間 ・常時雇用　1,400時間 ・補助従事者　384時間 （主たる従事者1,800時間／1人） 〈農業所得〉 ・主たる従事者1人当たり 1,952万円

注）営農類型は、「根室市酪農・肉用牛近代化計画」から代表的な類型を抜粋。

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１の３（４）に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第２で定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始するものにあたっては、指標を例示すると次のとおりである。

（個別経営体）

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の方法	農 業 従 事 の 態 様 等
酪農専業	作付面積 採草45.5ha 放牧13.3ha 計62.0ha 飼養頭数 経産牛40頭 育成牛26頭 常時飼養頭数 66頭	機械施設整備 ﾄﾗｸﾀｰ2台・牛舎1棟 育成舎1棟・ｶｰﾌﾊｯﾁ7個 堆肥舎1式・尿溜1式 ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ1台 ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ1台 ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ1台 ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗｰ等1式 その他 ｽﾀﾝﾁｮﾝ方式による飼養 公共牧場を利用した育成牛管理	・青色申告の実施 ・簿記記帳により経営と家計の分離 ・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・作業機のリース化 ・乳検データの活用 ・各種経営管理ﾂｰﾙを活用した経営改善	・ヘルパー組合利用による農休日の取得 ・コントラクターによる農作業の委託 〈労働〉 ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　　１人 （主たる従事者1,800時間／1人） 〈農業所得〉 ・主たる従事者1人当たり 225万円

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本市農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営に農用地を利用集積させることが重要であることから、第２に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	備　　考
９５％	

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

農用地の利用状況は、認定農業者への農地の集積が約８３％となっている。これに基本構想の水準を満たしている農業経営を含めると農地の集積状況は９９％近くなっている。

認定農業者及び基本構想の水準を満たしている農業者の一戸あたり平均耕地面積は８４．２ha、平均年齢は５６．１歳、後継者のいる農業者については％となっている。

今後１０年間において認定農業者及び基本構想の水準を満たしている農家が離農すると、まとまった農地が供給されることが予測される。

このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に関する取組と併せて、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第５の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を充分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

①　利用権設定等促進事業
②　農用地利用改善事業の実施を促進する事業
③　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
④　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
⑤　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下各個別事業ごとに述べる。

１　利用権設定等促進事業に関する事項

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①　耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人いう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えることとなること。

（ア）　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）　その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）　その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）　所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の

設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業行うことができると認められること。

ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第 132号）第10条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法11条の50第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業または農業経営基盤強化促進法第７条第１号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。

④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和５５年政令第２１９号)（以下、政令という。）第５条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア　その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員等のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地保有適格法人に利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地保有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受

けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合の損益における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

（５）要請及び申出

① 市農業委員会は、認定農業者若しくは新規就農者（以下、「認定農業者等」という。）から利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った

結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第52条第１項又は第89条の２第１項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

① 市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、市農業委員会の決定を要しない。

② 市は、（５）の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者（※施行規則第１８条第２号に規定されている団体を含む）の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定を受ける者を定めるに当たっては利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、市はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者が②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は

名称及び住所

④　①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあたっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法

⑤　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の相手方及び方法

⑥　①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア　その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ　その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市長に報告しなければならない旨

ウ　その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

（ア）　農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）　原状回復の費用の負担者

（ウ）　原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）　貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

（オ）　その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力についての事項

⑦　①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

①　市は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有部分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

②　共有者不明農地等に係る農用地利用集積計画の同意手続きの特例

ア　市は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、２分の１以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有

者不明農用地等」という。）があるときは、市農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの（以下（不確知共有地）の探索を要請し、市農業委員会は不確知共有者の探索を行う。

イ　市農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知れているものの全ての同意を得て、法第２１条の３で掲げる事項を公示するものとする。

ウ　公示の日から起算して６月以内に不確知共有者が意義を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地使用集積計画について同意したものとみなす。

（９）公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項（⑦の農業経営の状況を除く）を市広報誌への掲載、インターネット利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を市農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

①　市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア　その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれ

もがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちその該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 農業委員会は、（７）の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しががあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努める。

（15）農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

２ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

（２）の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべて事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法律23条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規定の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市広報誌へ掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により広告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第９条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規定においては（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めることができる。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

（７）農用地利用規程の特例

①　（５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者ぷ帯農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規定に定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規定においては、（６）の②に掲げる事項のほ

か、次の事項を定めるものとする。

ア　認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ　認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ　農地中間管理事業の利用に関する事項

エ　その他農林水産省令で定める事項

③　市は、①の規定により定められる農用地利用規定の申請があったときは、その旨を市広報誌への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、当該農用地利用規定を当該広告の日から２週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧機関満了日までに当該農用地利用規定について、市に意見書を提出することができる。

④　市は①に規定する農用地利用規定について申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、市は（５）の①の認定を行う。

ア　農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき１の（８）の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。

イ　農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤　①規定する事項が定められている農用地利用規定について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規定に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規定において利用権の設定等を受ける者といされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用賃借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省第３４号以下「施行規則」という。）第２１条の４で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥　①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦　①の農用地利用規定の有効期間は、認定を受けた日から起算して５年とする。

⑧　①の認定を受けた団体は、農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

（８）農用地利用規程の変更等

①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（５）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第２１条の５で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第２２条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第２２条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を市に届け出るものとする。

③ 市は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第１３条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ （５）の②及び（６）の③並びに（７）の③及び（７）の④の規定は①の規定による変更の認定について、（５）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（９）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（１０）農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

３　農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

市では、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上

で必要な条件の整備を図る。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実戦的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

５　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第１の４に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア　受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

イ　中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア　農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

地域担い手育成センターが主体となって、農業改良普及センター、農業委員会、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ　就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ　経営力の向上に向けた支援

関係機関・団体による交流研修会の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ　青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

オ　関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウ、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取扱を進める。

６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア　市は、国営、道営、公社営、団体営等の農業基盤整備事業を通じて、飼料基盤に立脚した生産性の高い経営体の育成と、これを核とした畜産生産地の再編整備を進めるため、草地造成・整備改良や畜産経営を営むための施設、農畜産物及び農業生産資材の輸送の円滑化等流通体制の整備を推進する。

イ　地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

①事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第１で掲げた目標や第２、第３の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、根室市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第６　農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

１　市は、北海道１円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

２　市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間・保有・再配分昨日を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第７　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

この基本構想は、令和　４年　５月１７日から施行する。

別紙１（第５の１の（１）⑥関係）

１　次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）　地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）

（２）　農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人（当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）

（３）　独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る。）

（４）　農地法政令第２条第２項第３号に規定する農林水産省令で定める法人（対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するための利用権の設定等を受ける場合に限る。

○　対象土地の用途ごとに利用権を設定をうけた後において（１）から（４）に掲げる者がの備えるべき要件は次のとおりとする。

（ア）　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）

・・・第５の１の（１）のアの（ア）（法第１８条第３項第２号イ）に掲げる事項

（イ）　木竹の生育に供され、併せて工作又は要地区の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

・・・その土地を効率的に利用して工作又は要地区の事業を行うことができると認められること

（ウ）　農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができると認められこと。

２　次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）　耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

（２）　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理

機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。）

（３）　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第７２条の１０第１項第２号に掲げる事業を行う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

（４）　森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○　対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において（１）から（４）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

（ア）　木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

（イ）　対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

３　次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

（２）　農業近代化資金融通法政令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第６号、第８号又は第９号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等受ける場合に限る。）

○　対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において（１）から（２）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

（ア）　対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙２（第５の１（２）関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

①存続期間 （又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1. 存続期間は3年又は5年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は5年とすることが相当でないと認められる場合には、3年又は5年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により 設定(又は移転)される利用権の当 事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる賃借の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施 行について」（平成13年3月1日付け12経営第153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 （又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。 この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者と いう。)」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の 指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。